

国立大学法人宇都宮大学受託研究取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において民間等外部の機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「発明等」とは国立大学法人宇都宮大学職務発明規程（以下「職務発明規程」という。）第2条に規定する発明、考案、創作、育成及び案出をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは職務発明規程第2条に規定する権利及びその他一切の知的財産権をいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り行うものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究を受入れようとするときは、委託者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

一 委託者は、委託した研究を一方的に中止することはできないこと。ただし、委託者から中止の申出があった場合は、委託者と協議の上、中止を決定することができること。

二 受託研究の結果、知的財産権が生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

三 本学が受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。

四 本学において、やむを得ない事由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、その責は負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知すること。

五 受託研究を完了、受託研究を中止又はその期間を変更した場合において、受託研究費に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には返還すること。ただし、委託者からの申出により中止する場合には、原則として受託研究費は返還しないこと。なお、中止の理由が本学が受託研究契約を履行できないことによる場合はこの限りでないこと。

六 委託者は、原則として委託する研究に要する経費を当該研究の開始前に納付しなければならないこと。

2 学長は、前項各号に定めるもののほか、必要と認める条件がある場合には、その都度定めることができる。

3 学長は、委託者が国の機関、公社・公庫・公団等政府関係機関、地方公共団体又は独立

行政法人である場合には、契約担当役と協議の上、第1項第3号及び第6号の条件を付さないことができる。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究を受入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、産学官連携研究員の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、競争的資金（資金配分主体が、広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。）による研究費で、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる場合には、委託者と合意した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委託者が国（国以外の団体等で国から助成金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体で、財政事情のため間接経費が措置できない場合であって、学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費のみとすることができる。

(受託研究の申込み)

第6条 学長は、受託研究の申込みをしようとする者があるときは、受託研究申込書（別紙様式1）を提出させるものとする。

(受入れの決定)

第7条 受託研究の受入れは、学長が決定するものとする。

2 学長は、受入れの決定に当たって、あらかじめ国際学部、教育学部、農学部及び工学研究科、保健管理センター、知的財産センター、キャリア教育・就職支援センター、共通教育センター、オプティクス教育研究センター又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）の長に通知するものとする。

3 学部等の長は、前項の通知を受けたときは、当該教授会等の議を経て、受託研究の受入れについて、受託研究に関する研究内容その他受託研究に必要な事項を併せて決定し、その決定事項及び審査資料を学長に別紙様式1-1により、提出するものとする。

(受入れ決定の通知)

第8条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書（別紙様式2）により委託者に通知するものとする。

(受託研究契約の締結)

第9条 契約担当役は、直ちに委託者と契約を締結するものとする。

2 学長は、契約を締結したときは、直ちに受託研究契約通知書（別紙様式3）により学部等の長に通知するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第10条 受託研究を担当する職員（以下「研究担当者」という。）は、当該研究を中止し、又は

その期間を延長しようとするときは、受託研究変更（研究中止，期間延長）承認申請書（別紙様式4）により当該学部等の長を経て学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申請により受託研究の遂行上やむを得ないと認める場合には、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、受託研究変更（研究中止，期間延長）決定通知書（別紙様式5）により委託者及び学部等の長に通知するものとする。

3 契約担当役は、期間を延長したとき又は受託研究を中止したときは、直ちに委託者と契約変更の契約を締結するものとする。

（研究完了の報告）

第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、その結果を受託研究完了報告書（別紙様式6）により当該学部等の長を経て学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、委託者に受託研究完了通知書（別紙様式7）により通知するものとする。

（研究成果の公表）

第12条 受託研究による研究成果は、公表を原則とする。

2 学長は、前項の公表に関し、その時期及び方法について、委託者と協議の上、適切に定めるものとする。その際、特許権の取得等の知的財産権の保護に十分配慮しなければならない。

（発明等の出願等）

第13条 研究担当者は、受託研究に伴い発明等が生じた場合には、職務発明規程第4条の規程により、その旨をすみやかに学長に届け出るものとする。

2 学長は、前項の規定による届け出があったときは、出願要否の決定、出願又は申請（以下「出願等」という。）事務等を迅速かつ円滑に行なうよう努めるとともに、委託者から出願等（外国出願を含む。）の要望があった場合には、委託者と協議の上、出願等を決定しなければならない。

3 学長は、知的財産委員会に当該発明等に関して審議させるものとし、発明等があった場合にはその迅速な処理に努めるものとする。

4 学長は、本学が承継した知的財産権について、民間機関への技術移転の促進を図るよう努めるものとする。

（知的財産権の実施）

第14条 学長は、受託研究の結果生じた発明等について、知的財産権を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願等したときから10年間を超えない範囲内において、独占的に実施させることができるものとする。

2 前項に規定する独占的实施期間については、必要に応じて更新することができる。この場合において、公共性及び公平性を著しく損なわないこと等を考慮の上、取り扱うものとする。

3 第1項の場合において、委託者又は委託者の指定する者が当該知的財産権の独占的实施期間中、2年次以降において、正当な理由なく実施しないときは、学長は、委託者又は委

託者の指定する者の意見を聴取の上、当該知的財産権の実施を第三者に許諾することができる。

- 4 第1項又は第3項の規定により、当該知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(機密の保持)

第15条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議のうえ、非公開とする旨、定めることができる。

(適用除外)

第16条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を受託研究に対し適用しないことができる。

- 一 国、独立行政法人又は地方公共団体との受託研究である場合
- 二 その他、特別な事情が有ると学長が認めた場合

附 則

- 1 この規程は、平成17年9月20日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の規程により申込みを受けた受託研究の取扱いについては、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。